

百姓株式と村落の共済機能の起源 —上名栗村古組の村落と小百姓の家—

東京大学大学院 農学生命科学研究科 講師
一般社団法人 J A 共済総合研究所 客員研究員

と い し な な み
戸 石 七 生

目次

1. はじめに
2. 自治村落論における村落と小農の家——協同組合と村落の規制力——
3. 上名栗村古組の遺跡再興——近世の家と村落の規制力——
4. 中近世における村落の規制力——百姓株式と宮座——
 - 1) 中世——職と惣村——
 - 2) 中近世移行期——小百姓の家と百姓株式の成立——
 - 3) 宮座——村落の階層性と職の分有主体の拡大——
5. おわりに

1. はじめに

2013年7月25日、マレーシアのコタキナバルで開催されていた第18回環太平洋連携協定(TPP)交渉の全日程が終了した。日本の参加は初のことである。それぞれの部門で交渉の余地を大きく残すとはいえ、世界のGDPの4割を占める経済圏への統合を迎え、日本社会は大きく揺らぎつつある。農村社会も例外ではない。これを機に、農協や農協共済の意義も改めて問い直されていると言ってよいだろう。

コタキナバルや霞が関ではなく、現場で農協や農協共済を支えているものは何であろうか。齋藤仁をはじめとする農業経済学者は、現在農業集落と呼ばれる村落こそ小農による内発的な農業協同組合の組織化を可能にしたものであると主張する¹。農協の黎明期である1920年代ではいわゆる部落組合が目立った割合を占めており、村落なしでは農協が日本

全国に展開し、ここまで強固に農村社会に根付くことなどありえなかったであろうというのである。そして、農協組織化の前提となった村落は自治的統治機能を有し、近世に起源を持つ自治村落であるとする。齋藤らの主張は「自治村落論」と呼ばれ、農業経済学をはじめとする各分野に大きな影響を与えた²。筆者も大筋では齋藤らの主張に賛成である。

ただし、自治村落論によって解明されていない疑問はいくつか残されている。そのうち筆者が重要視するのは、①なぜ村落が個別の家の問題に介入するのか、②村落内部にはいかなる階層性が存在してきたのか、という2点である。両者とも農協共済の観点からは重要な問題だが、自治村落論では農協の組織化がボトム・アップか否か、つまり国家権力と村落の支配従属関係が強調され、共済事業の背景である村落共同体の内部構造についての関心は比較的希薄に見える。

また1980年代後半以降、勝俣鎮夫や藤木久

志をはじめとした中世史研究者によって中近世移行期の研究が飛躍的に進み、円熟期を迎えつつある今、自治村落論が中世と近世の断絶を自明のものとする太閤検地論に未だに立脚しているのも大きな問題である。太閤検地が「革命」であり「革命」の結果解放された農奴が小農として自立し、それまでとは全く異なった農村社会が成立したという安良城盛昭の説は歴史学の成果によって全否定されたのであるから³、「村落の自治は近世起源である」という前提を潔く捨て、近世以降の村落史や村落構造論にも中世史の視点、特に村と村の間の激しい戦争や宮座の視点を取り入れることが必要ではないだろうか。

本稿では、幕末の武蔵国秩父郡上名栗村古組（現在の埼玉県飯能市大字上名栗の一部）の百姓株式に関する資料の分析と中近世移行期論を中心とした先行研究のレビューを行い、前近代の村と小農の家のあり方を、中近世移行期における成立過程を含めて論じる。その目的は言うまでもなく、従来の自治村落論では十分に説明されてこなかった村落の共済機能が形成された背景を明らかにすることである。次章では、本稿の主旨について論じる前に、自治村落論が村落と小農の家をどのように捉えてきたか、そして何を捉えてこなかったのかを齋藤の議論を中心に共済機能の観点から概観してみたい。

2. 自治村落論における村落と小農の家 ——協同組合と村落の規制力——

制度的に農協の共済事業が成立したのは戦後である。共済事業の前身となる戦前の産業組合の信用事業について齋藤は、「当時の数

多くの農民にとって信用事業のような組織をつくることの意味は、それによって追加的な生産資金を獲得するという点にあったのではなく、むしろ単純な再生産を維持するための資金の欠乏を埋めるという点にあったことはいうまでもない」と、信用事業が小農が経営を拡大するよりも維持するという点で重要であったということ強調している⁴。齋藤によれば、その成立要件は個々の農民の「勤儉貯蓄」であった⁵。「数多い」「単純な再生産を維持するための資金」に事欠く農民も例外ではなく、彼らも「強労働に基づく強貯蓄」、すなわち「自己搾取をもって出資金なり貯金なりを生み出していたはず」であった。他方で、比較的余裕のあった地主や豪農は、資金提供者となったが、小農が自己搾取的な勤儉貯蓄を行っていたことを理由に、彼らに貸し付けを行った。こうした小農の「強労働に基づく強貯蓄」や小農の勤儉貯蓄を前提とした地主や豪農の愛他的貸付が可能になった理由は、村落が「本来持っていた個々の構成員に対する規制力」以外に求められないと齋藤は主張するのである⁶。

では、村落の「個々の構成員に対する規制力」とはいかにして生ずるのであるだろうか。村落の「個々の構成員に対する規制力」によって「小農が強労働に基づく強貯蓄を行ったはずである」という齋藤の主張は、筆者にはいささか強引に感じられる。自治村落論に基づき山形県の農山漁村経済更生運動⁷を研究した大鎌邦雄は、「家計の内部状況を具体的に示す記帳結果を部落の班で検討するというように、過度に「家の精神」に干渉することに、家の抵抗は大きかったのではないだろうか」

と村落の「個々の構成員に対する規制力」の強さに困惑を隠さない⁸。齋藤は村落の「個々の構成員に対する規制力」の背景を説明していないが、それでは、戦前の村落が個々の家計に介入する正当性はいかにして形成されたのかについての説明は不十分である。一方、村落の「個々の構成員に対する規制力」を家制度という族制から説明しようと試みたのが坂根嘉弘である。

坂根によると、南九州（沖縄・鹿児島・宮崎）をのぞく日本「本土」には、「支配者層によって導入された父系出自集団が日本固有の双方的原理と対立・融合する過程」で、長男単独相続と直系家族を特徴とした家・同族集団という「独自」の「父系出自集団とは似て非なる親族組織」が発達した⁹。その結果、家は家産・家業・家名の三位一体の超世代的な永続を志向する集団となり、日本の農村社会には固定的でほとんど不変の家（農家）が構成された。変更があるのは分家や絶家など「特別」な場合に限られた¹⁰。家の永続的な関係を前提とした、家と家の超世代的な「濃密な社会関係」は村人の「面接性」を高め、村人の協調的な行動やスムーズな合意形成を可能なものにした。それは、村人の行動を規制することにもなり、つまり齋藤のいう村落の「個々の構成員に対する規制力」を生み出すことになったのである。

家の永続性に基づく村人同士の面接性の高さがタイトな日本の村落を形成したという坂根の説は非常に魅力的であるが、いくつか問題点がある。まず家の永続性の前提となる親族組織の存在については、本稿の実証分析の結果や研究史を先取りして言えば、家は親族

組織ではない。親族組織ではないものを、中国の親族組織の影響を受けて形成されたものとして、血縁原理で説明することはできない¹¹。よって、家の「永続性」については親族組織以外の説明が必要である。また、近世はもちろん、近代でも分家や絶家はそれほど珍しいことではなかった¹²。

さらに、永続的な家がタイトな村を形成したと言いながら、坂根の家と村の関係についての主張も曖昧なところを残している。開発経済学者有本寛の近世の村請制¹³についての論文を、坂根がどのように引用しているかを見てみよう¹⁴。坂根はまず、村民間の信用関係が日本における高い小作地率の背景にあったとし、その根拠として、村請制によって村民の間に信用関係が醸成された結果農地貸借の際の取引費用が低減したと主張する有本の論文を挙げている。信用関係形成の要因を、「有本氏は村請制が「家」成立の誘因であるとの視点から、村請制の導入→年貢皆済の連帯責任→年貢負担者の固定とその存続の必要→その枠組みとしての「家」成立を説いている」と坂根は紹介するのだが、坂根自身は家の成立→村の成立コースを考えているのか、村の成立→家の成立コースを考えているのか、これではよく分からない。

いずれにせよ、坂根は村について「近世社会では、「家」が検地帳の名請人として年貢負担者となり、かつ村請制により村落が年貢の連帯責任を負っていた。年貢を請負った村落にとってみれば、もし未納者が出れば立替の責務が生じてくるため、名請人となっている農家（「家」）が全戸没落せずにつつがなく子々孫々まで存続していくことが重要であ

り、最大の関心事であった(いうまでもなく、農家にとっても「家」の永続が最大の関心事であった)。もともと年貢負担を負っている農家が移動していなくなり、年貢に穴があくことは想定外の事態であった。このような事情から、全農家(「家」)の永続というインセンティブは村落やその構成員に強くはたらいた。このために、名請している農家(「家」)が全戸存続できるように、村人の生活・生産の様々な場面において、「村」として出来る限り関与するという体制がととのえられることになったのである」と述べており、村が家を存続させるというインセンティブを強調している¹⁵。

とりあえず坂根の試みが家から村落の「個々の構成員に対する規制力」を説明するものであるとすると、齋藤の坂根に対する評価は不可解である。「日本のタイトな村落の根拠として、近世封建制という社会体制と坂根のあげている家という族制とは択一的な関係ではなく、村落を間に置いた同時的なセットの関係として考えることにできそうに思われる」¹⁶と齋藤は言う。坂根が齋藤や他の農業経済学者と比べて家や家族を重視しているのは明らかだが、筆者の知る限り坂根が家と近世封建制が択一的な関係にあると主張した個所はどこにもない。齋藤の誤解であろう。鹿児島地方についても、薩摩藩「独自」の開拓分封政策である門割制度が家の形成を阻害したため、そこには村も存在しえなかったと坂根は指摘しており¹⁷、むしろ、公権力・村・家三者の不可分性について強く意識しているように見える。

よって、「村落を間に置いた同時的なセッ

トの関係として考えることにできそうに思われる」という齋藤のアイデアは、坂根の主張と大きな差異があるとは考えられない。坂根は「これまでの研究ではこの両者を因果関係があるものとして論じることはほとんどなかった。従来の研究は、家族・親族研究は家族・親族研究に、村落研究は村落研究に自らを限定する傾向が強く、この両者をつなぐ議論はほとんどなかったのである」¹⁸と言う。公権力・村・家の不可分性については筆者も両者に同意するが、なぜ三者の間にそのような関係が成立したかについての説明は依然として不十分であり、農協共済研究の観点からは極めて物足りないと考える。

齋藤は前述の有本論文に言及し、村落が年貢徴収・納入の請負単位及び主体である近世の制度である村請制成立の契機について以下のように述べる。

村請制は村と支配権力との交渉関係をともなう制度であったことを考えれば、そもそも村請制を成立させた村落団体と支配権力との間の一種の双務的な関係がまず注目されなければならないのではないだろうか。むしろ、この場合双務的關係といってもそれは支配従属関係の内側の関係である¹⁹。

いかなる「双務的關係」が村落と支配権力との間に成立していたのかは、齋藤も坂根も明らかにしていない。そこで、本稿の目的の一つは村落と支配権力との「双務的關係」を念頭に置きながら、齋藤の繰り返し主張する村落の「個々の構成員に対する規制力」の起源を明らかにすることとする。つまり、従来の

自治村落論にはない中近世移行期論の視点から、村落と支配権力との関係を解明し、前章の①の問いに回答したい。

自治村落論で議論が不十分に感じられる一つの論点は、村落内部の階層性である。齋藤が初期産業組合の信用事業と小農をどう捉えているかについてもう一度見よう。

小農の協同組合の事業として中心的な事業である信用事業をとってみると、その円滑な運営のためには組合への貯蓄の安定的な集積と組合からの貸付金の確実な償還が必要な条件となる。しかし、低所得で不安定な経営を続ける多数の小農にとってこのような条件を満たすことは容易ではない。日本の農村協同組合はこのような困難を克服することによってその成立、普及が可能であった。成立した組合は、その発展の初期においても、極貧層はともかく、上のような点で容易には協同組合に組織されないような多数の層を組み込んだ協同組合であった。そしてその困難克服のかなめになったのは村落である²⁰。

「勤儉貯蓄」を「強制」されながらも結局は、多数の小農が家計にゆとりがないために貯蓄が困難であったというのが齋藤の見解である。そのような小農がなぜ協同組合に組織されえたか、また、逆に言えば家計に余裕があった中農以上の農民がなぜ協同組合に組織されたのか、齋藤はすべてを村落の「規制力」によって説明するため、自治村落論では村落の内部はブラックボックスとなり、あたかも村落は一枚岩の組織であるかのように存在し

ていることとなる。

坂根の研究では個々の家を取り上げられ、村落内部の構造については齋藤の議論よりも明らかになったことも多いが、階層性についてはあまり論じられていない。これは、両者が村落の起源を近世までしか遡らないことと大きな関係があるだろう。近世以降、(形式上は)全国的に徴税と納税を村が請け負う村請制が展開したため、支配権力にとって、そして支配権力との双務的關係上、村落にとって村落内部の構造を記録として蓄積する動機が薄れたことは否めない。齋藤が初期の組合に包摂されえなかったという極貧層についても、近世期の彼らは無宿として、つまりどの村のメンバーでないものとして非合法化された存在であった。よって、支配権力との関係に規定された近世の村落資料を見ても彼らについて知ることはできないし、近代についても近世村落という制度をもとに農協を説明しようとするならば、組合=村落のセーフティネットから疎外された存在として極貧層を捉えることにしかならないのは当然のことである。ただし、中世・近世・近代にわたって村落のインサイダーとアウトサイダーの間で自明かつ不動の境界があったわけではない。村落構造の変化に伴って村落の境界もまた揺れ動いていたのである。本稿では宮座論に依拠し、中世・近世・近代における村落の階層性を論じ、前章②の問いに答えたい。

自治村落論の再検討を終える前に、有本のもう一つの論文「村請制と自治村落の研究」²¹の農業経済学分野における意義について述べておきたい。2006年にWeb上で発表された有本論文(現在は閲覧不可)では、宮座制村

落への言及はないものの、近世史だけではなく中世史のレビューも精力的になされており、農業経済学の分野では安良城によってもたらされた中近世の断絶を克服しようとする先駆的な試みであった。勝俣鎮夫『戦国時代論』（1985）より始まった中近世移行期論の成果についてまとまった量の出版活動がなされたのは、21世紀に入ってからのことであるから、その成果が他分野に浸透するまでには数年から十数年の時間を要したし、現在もまだ十分に浸透しているとは言えない。周囲の理解が得にくかったという意味で、有本論文はいささか早すぎた試みと言えるかもしれない。しかし、昨年刊行された池上裕子の著書『日本中近世移行期論』に象徴されるように、現在では中近世移行期論の成果が中世史を専門としない村落史研究者にも理解しやすい形で手が届くようになったのだから、有本論文がもう少し遅く発表されたのであればその評価も変わっていたかもしれない²²。

3. 上名栗村古組の潰跡再興 ——近世の家と村落の規制力——

近世日本における村落の家への介入を端的に示す例が潰跡（絶家により生じた空家）の再興である。坂根は「家」が「不幸にも」途絶えた場合、だれかがその「家に入り」、その「再興がはかられることもあった」と言う²³。だが、「家」の連続性を誰が保証するというのであろうか。潰跡の再興においては、家の構成員は0人であり、意思決定の主体としての家はもはやありえない。では、再興の担い手は何か。親族か、別の何かだろうか。結論から言えば、親族である必要は全くない。『共

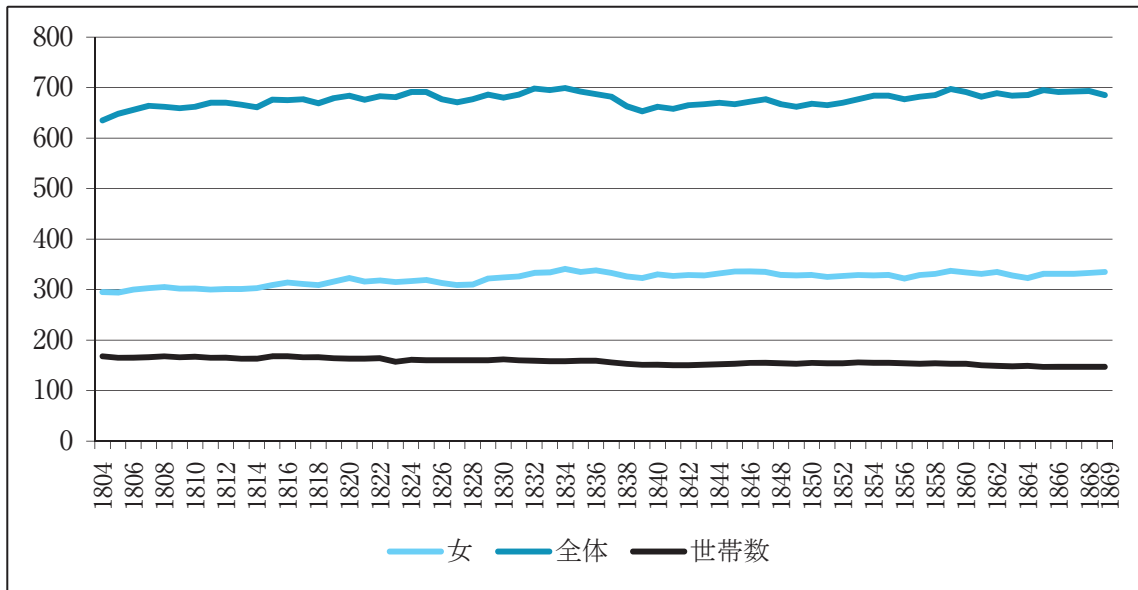
済総合研究』第64号所収の小稿「前近代移行期南関東農村における農家数減少とその対策」（2012）では家の系譜が血縁原理に基づくものか否かについて詳しく論じられなかったため、この章では宗門改帳の「家」の連続性が血縁家族や親族組織ではなく、村落によって担保されること、つまり「家」の連続性の正体は百姓株式の連続性にすぎないことを明らかにし、家と村落の関係から共済機能の起源について論じる次章へ繋げたい。

分析対象は文化元年（1804）から明治二年（1869）の上名栗村古組の宗門改帳に基づいたデータベースである。宗門改帳は村によって作成され、管理されるが、本稿ではデータベースにおける個人追跡をもとに家と個人のモノグラフを復元する手法を採用する。

舞台となる上名栗村古組という山村については、拙稿「幕末南関東山村における救恤とその対象」（『共済総合研究』第62号収録）で述べたため、詳しいデータは省略し、文化元年（1804）から明治二年（1869）の本籍人口の増減を再掲し、人口学的背景をごく簡単に説明するに留めたい（図1）。1807年以降、世帯数が減少し続けたのに対し、人口は天保大飢饉（1833–1839）の期間に減少が緩やかに回復した他は、大きな変動はなく、安定しているように見えると言えよう。

世帯数変動の一因として、世帯から世帯員が消失する絶家がある。絶家の原因は、大きく（1）自然減によるもの、（2）社会減によるものの2つに分けられる。（1）に相当するケースは全て死潰、つまり世帯員の死亡が原因であるが、（2）に相当するケースは世帯員の引越^{かけおち}しと欠落（＝失踪）がある。

図1 上名栗村本籍人口及び世帯数（1804—1869）



(出所) 上名栗村古組宗門改帳

そのうち欠落によるものについては数年のうち^{げんじゅう}に還住(=帰住)するものと長い期間をかけて還住するものの2種類があり、上名栗村古組における欠落(空家と農地)及び欠落者の還住を絶家を含めるかどうかは筆者の中で結論が出ておらず、右センサリングの問題も相まって定量的な分析の障害となっている。よって上名栗村古組の絶家の定量的な分析及び欠落の位置付けについては、今後の課題とし今回は省略したい。

紹介するのは1827年に18歳で「みよ」跡を再興した馬五郎の例である。まず、「みよ」跡が潰跡になった経緯から説明すると、データベース開始時点の1804年には50歳のみよには51歳の小治郎という夫がおり、世帯主はみよではなく小治郎であったが、二人の間に子供はなかった。その後小治郎が1821年に68歳で死ぬと、みよが世帯主となったが、単身のまみよも1826年に72歳で亡くなった。一方、翌1827年の宗門改帳で馬五郎の実家を見

ると、18歳の馬五郎について添書があり「同村みよ^{みょうせき}跡ニ差遣申気候」と、前の年に断絶したばかりの「みよ」跡を再興したことが分かる。前述の拙稿で取り上げた横野村(現在の神奈川県秦野市大字横野)では、絶家跡の再興には20年程度を要する場合もあり、それは上名栗村でも同様である。なぜ「みよ」跡がこれほど迅速に再興されたのかは分からないが、欠落に関する上述の問題もあり、現時点では定量分析による推測は省略する。いずれにせよ、馬五郎は3年後の1830年に22歳で結婚し、2人の娘を儲けることとなる。

さらに、馬五郎が「みよ」跡を再興した後の馬五郎の生家を観察すると面白いことが分かる。1826年当時馬五郎には世帯主である父親弥七と3歳下の妹とりがいたが、とりは1829年に17歳で「多摩郡小曾木村百姓吉蔵女房ニ遣」、つまり小曾木村(現在の東京都青梅市の一部)の吉蔵と結婚するために生家を離れたため、父弥七が一人で取り残されるこ

ととなった。なんと、この弥七は6年後の1835年に馬五郎に引き取られ、「抱」として馬五郎の世帯員として宗門改帳に記載されているのである。

1835年当時弥七は65歳であるから、近世の医療水準を考えれば要介護の身であってもおかしくない。問題は弥七が「抱」として記載されたことである。「抱」は多くの先行研究で「従属農民」と呼ばれてきた階層の百姓であり、「抱」でない本百姓とはパトロン－クライアント関係にあることが多かったが、上名栗村古組の宗門改帳では新潟から出稼ぎで来た杜氏にもこの名称を使用していた。他に、内縁の妻や、父親の不明である子供にも適用されている²⁴。要するに、「抱」は当時の上名栗村古組にとって村の正規の成員でない者を指す呼称であったのである。なぜ、村の正規の成員であった馬五郎の世帯で世帯員の実父である弥七が「父」でなく、「抱」と呼ばれなければならないのであろうか。

その謎は養子縁組を手掛かりとすれば容易に解ける。馬五郎が、「みよ」跡の跡継ぎとして、系譜上は「みよ」夫婦と虚構の養子縁組関係を結んでいたと考えるのである。虚構であるのは、養親であるべき「みよ」が既に死去しているからである。

前述の横野村の事例では、「何兵衛」家を再興した玄秀という医者が、生家の「相原」姓ではなく、「何兵衛」家に伝わる「柏木」姓を名乗っていることも現地聞き取り調査により判明している。それは玄秀が「何兵衛」との虚構の養子縁組により柏木家の系譜に連なったことの証であり、血縁家族の論理より家の系譜の論理が優先されていることを示し

ている。家の跡式の再興を、養子縁組を媒介とした養親と養子の間の株式の譲渡と考えれば、これは近世の百姓身分に限った話ではなく、現代でも家元制度の存在する芸能の家など、広くみられる現象である²⁵。

横野村を参考に上名栗村古組の事例を解釈すると、家は親族組織であるという坂根の説に対し、「生家より養親の家の系譜が優先される」という反証となる。養子縁組後の姓や続柄には、一貫して「血縁論理ではない」系譜の論理が現れているのであり、日本の家を親族組織とみなすのは無理といえよう。家の連続性を保証する主体が親族でなければ、何になるのか。

齋藤は「村落住民である小農は、小農としてそこに永続的であるかのように定住する限り」、村落の「規制力」によって規定された拘束関係の中に自己を位置づける他ないという²⁶。逆に言えば、あたかも「永続的であるかのように」、「定住」しているが、内実としては家の人間が入れ替わることも大いにあり得るのではないだろうか。その場合、新しく家の構成員として「定住した」人間は即座に村落の構成員として認められる一方で、村落を出た人間はもはや村落の一員ではありえない。

要するに、日本の農村では家の連続性は血縁ではなく、土地＝地縁に強く依存すると考えられるのではないか。つまり、家の連続性は土地＝地縁を離れると失われてしまい、家にとっては、血縁より地縁が重要だということである。このような家の属地性については、好例があるので紹介しよう。農水省の官僚から農業に転職した役重真喜子は岩手県花

巻市東大和町の屋号について以下のようなエピソードを語っている²⁷。

スガヤ家は、地元でも大きないわゆる名家であるらしい。

おじいさんのお父さんだか、おじいさんだかよく知らないが、昔村長をしていた人もあるという。(中略) その一つ、屋号に初めて出会ったのは、新婚旅行から帰ってきて数日後のことである。

(中略)

「対面(傍点原文ママ)っていうのは、うちの屋号なのス」

えっ、屋号って、あの、歌舞伎役者に「〇〇屋！」とかって声を掛ける、あの屋号のこと？ そんなものが、まだこの一般社会にも存在していたのか――。

屋号というのは摩訶不思議なものだった。“対面の嫁さん”とか、“対面の孫”、といった使い方をする。

変なの。なぜ個人の名前や姓を使わないのだろう。

「うーん。昔から使ってるもんだからナハァ」

お母さんは困ったようにあいまいに笑う。

個人の人格を無視するイエ制度の象徴、前世紀の遺物――「屋号」に対し、そんな敵愾心を抱いた。

しかし、たまには便利なこともあった。例えばお祝い事やお見舞いなどの熨斗に「対面」と書けば、それはカズちゃんでもお母さんでも私でもなく、スガヤ家という全体を代表してお金を出す、という意味合いになるらしい。別々に出すより、財布に

は合理的だ。

それは××株式会社というように法人格を取得すると、その会社名で物事の取引が出来ることによく似ている。社長がかわろうが、専務が死のうが、会社は存続し続ける。「対面」もやはり誰が嫁に来ようが、誰が家を継ごうが関係なく、永遠にそこに存在し続けるのだろう。

それなら「スガヤ」という姓でいいじゃないかと思うのだが、そこがちょっと微妙に違うのである。「スガヤ」はたとえアメリカに引っ越そうとも「スガヤ」だが、「対面」は恐らく違う。屋号はその土地、その場所と深く結びついているのだ。私たちの後の代になってたまたま姓の違う人が住むことになったとしても、この場所で、この家で暮らすかぎり「対面」と呼ばれるに違いないのである。その証拠に屋号にはその土地の特徴や自然現象と関係のある名前が多い。

「ショボダヅ」は「菖蒲立」。「スズワキ」は「清水湧」。

なんと、風流な名前だろう。昔は菖蒲が咲き乱れ、きれいな清水が滾々とわいていたのだという。

「じゃあ、うちの『対面』は？」

お母さんは首をひねった。

「それが、よくわからねエノス。何でも昔、安倍貞任だか誰だか偉い人がとこかの武将と対面した河原だとかいう話もあるけども……」

「えっ、そんなに由緒正しいの？」

「いやいや、うそかもしれねエ」

「なんだ」

屋号に慣れるには時間がかかったが、色々な屋号を知るうち、屋号というのはイエ制度というよりは人と土地の緊密な結びつきの象徴だと思ふようになった。人間は、ちょっと前まで生活の糧すべてを土地に依存してきたのだ。それは、近世の封建制や家父長制が成立するよりずっと以前から、それこそ何千年も前からのことだ。人々は土地を大事にし、慈しみ、同時にそれを取り巻く自然を恐れ敬ってきた。土地が金で売り買いする者として人々の投機の対象に成り下がってしまったのは、つい最近のことではない。

屋号は、人と土地の、蜜月の時代の、最後の名残かも知れない。

屋号が「何千年も前から」存在するというのはもちろん誤解であるが、役重は日本の家の法人的かつ属地的な性格を余すことなく伝えている²⁸。日本農村の家は「固定的に見えるだけ」である。先に指摘した通り、農村の家は土地を離れると村における系譜上の連続性をあっけなく失ってしまう。それが、単一の家系が超世代的に連続してきたと錯覚されているだけである。血縁的連続性は必ずしも問われないのも、役重が指摘する通りである。この点からも、日本農村の家制度を中国的父系血縁原理で説明しようとするのは誤りである。

このような観点からすれば、富山県東郡高瀬村森清についての日本思想史家安丸良夫の記述に対しての坂根の反応は興味深い。「安丸氏の記述の中に、「家」社会の特質を明瞭にみることができる」と前置きした後、森清

に見られる家の特質について坂根は次のように述べる。

一つは、固定的でほとんど普遍の「家」（農家）の構成である。安丸家には「やすきゃ」（安清屋）という屋号があり、同様に屋号を持つ二八戸が戸数不変のまま六〇年以上にわたり続いているのである。増えもしない、減りもしない、固定的でほとんど不変の「家」（農家）の存続は、「家」制度の賜物である。いわば、ほとんど不変の同じプレイヤー（「家」）が森清という舞台（坊行集落）で長い間、生産と生活を営んできているのである。おそらくほとんど同じ構成の「家」（農家）が近世以来続いてきたに違いない。（中略）また、長男の「あんちゃん」だけが氏神の祭礼に役回りを与えられ、「村」の若者組に参加している。このような事例は珍しいものではなく、他所でもよくみられる。これは、「あんちゃん」に跡取りとしての自覚を植えつけると同時に、若者組で、将来、森清の「家」社会を担うことになる「あんちゃん」同士の間人間関係を構築していく仕組みであった。「村」社会は「家」をスムーズに存続させていく仕組みをその中に埋め込んでいたのである²⁹。

坂根が意識しているかどうか分からないが、「屋号を持つ二八戸が戸数不変のまま六〇年以上にわたり続」くというのは、まさに後述する百姓株式の制度の特徴である。「増えもしない、減りもしない、固定的でほとんど不変の「家」（農家）の存続」は、家

制度の賜物ではない。それは、村落という制度の産物である。なぜなら、坂根が戸数を数える単位が村落だからである。戸数が固定している村落を単位として観察するから、家もまた固定しているように見えるのである。これを見ても、親族ではなく、村落が家の存続を保証していたと考えた方がずっと自然であろう。

このような村落の家の存続を保証する機能がいかに強力なものであったのか、いくつかの事例を紹介しよう。読者は馬五郎が弥七を再興先に引き取ることによって馬五郎の家が途絶えたことを覚えておられるだろうか。家の再興がなされる場合も、必ず人口が家の数に対して十分であるとは限らないのである。それなのに、弥七はなぜたった一人の男子である馬五郎を養子に出したのか。これは、馬五郎の妹とりの存在によって説明がつく。おそらく、弥七はとりに婿を取ってとり夫婦に跡を継がせる予定だったのであろう。ところが、とりが他村の者と結婚してしまったため、計算が狂ったと思われる。もし、とりが同村の者と結婚していたら、どうなっていたのであろうか。

この問題を考える上で上名栗村古組ではないが、幕末の安政六年（1859）の和泉国富木村（現在の大阪府高石市富木）に面白い事例がある。この村の史料を分析した桑原恵によると、とある未亡人が内縁の夫と正式に結婚できず、宗門改帳では内縁の夫との間に生まれた娘が母親不明のまま内縁の夫の世帯に登録されていた。その理由は、未亡人と亡夫との間に儲けた幼い息子が成人して跡を継ぐまで、家長の座を放棄できなかったことである³⁰。

近代については、鈴木栄太郎がその居村那加村（現在の岐阜県各務原市那加地区）で「村有地を旧村民に分譲した時、西市場（筆者注：近世期は西市場村）と言ふ部落で、同居同財の内縁の夫婦が二株の分譲を受けた。夫も婦も共に各々の家を相続して居たからである」という内縁関係があった例を報告している³¹。さらに鈴木は断言する。「家は家族ではない。集団ですらもない。家は多くの場合集団をなし家族をなして居るであらうが、然しそれは家たる事の要件ではない」。

血縁家族や生殖家族は決して家ではないのである。潰れた家や潰れそうな家には、どこかの家から養子を配分して再興をはからなければならぬが、それは親族である必要はなく、養親が活着している必要すらない。このような血縁に規定されない養子縁組が存在することは日本の特殊性として父系出自集団のある中国や朝鮮半島との比較研究でよく強調される。さらに、養親の娘や女性親族との結婚を伴う婿養子は中国や朝鮮半島では滅多に見られないが、日本では頻繁に行われる。よって、血縁のない養子が例外的なのではなく、そもそも日本の養子制度は血縁原理を根拠にしていないことを再度強調するべきだろう。百姓身分の場合、養子縁組を成立させているのは、親族ではなく村なのである。

さらに家長同士の結婚の場合、家は同居同財の夫婦であっても内縁の関係となる。つまり、血縁家族や生殖家族を村が「家」単位に分割しているのだ。それは、血縁家族や生殖家族に対して村落の「規制力」が強力に働いていることの証にほかならない。村落の「規制力」は、時に文化人類学者のG・P・マー

ドックが不分割の単位と定義した核家族（＝生殖家族）を分割するほど強力なものなのである。

4. 中近世における村落の規制力 ——百姓株式と宮座——

1) 中世——職と惣村——

日本の家はなぜ村を超越出来ないのであろうか。筆者は、その疑問に対する回答は、養子縁組証文でよく用いられる「跡式^{あとしき}」という言葉にあると考える。中世史研究者藤木久志は、跡式の式は職^{しき}であり、跡職とは田畑を意味し、中世後期では村（＝惣村）が様々な理由で主のいなくなった跡職の保全に努め、子孫や血縁者に一括相続させたと主張する³²。では、職とは何であろうか。

農村社会学者の長谷川善計はその1988年に出版された著書で、日本の家の「職としての家」「株としての家」の性質を強調している³³。中世史研究者の坂田聡の簡潔な定義³⁴では、「職」は上級権力者³⁵によって任命される職務上の地位であると同時に、その役職にとまなう権益、収入をも意味する言葉で、それは事実上の世襲財産とみなすことができたという。鎌倉時代には、このような「職」は主がいなくなると、上級権力者である領主によって没収されたり、バラバラに分割されて他人に分配されたりした。しかし室町時代になり、宮座を中心とした上層百姓の共同体である惣村が徴税を請け負う村請制が広まると、職を村が管理するようになったという。これによって生じた鎌倉時代と室町時代の最も大きな違いは、職が属人的なものであるか属地的なものであるかであろう。鎌倉時代には上

級権力者である領主との一代限りにおいて安堵される属人的なものであったのが、村請により、村の他の構成員から、つまり村の領域から切り離せないものとなった結果、職の性格は属人的なものから属地的なものに変化した。また、相続についても榎原雅治によれば、職の一種である名主職^{みょうしゅ}（複数の耕作地からの収入を取りまとめて徴税する職）は一般的に世襲されたが、売買されて血縁関係にない他人の家に渡ることもあったという³⁶。このような職をめぐる慣習がおそらく百姓株式制度の基盤になったと考えられる。

さらに、上級権力者である領主との関係において、名主職の他、領主層が所持する領家職・本家職・所務職（荘園・公領の支配、実務の掌握者）、代官職（荘園の代官の職）の他、領主層でない者が所持することのできる百姓職（特定の土地に対する権利のうち公事負担との関わりが強いもの）、作職（土地から得る収益権と耕作権）、下作職（作職のうち最も耕作権に近い職）、加地子職（土地からの利益の一部を取得する職）等様々な職が登場した。中世後期の職は領主－耕地開発者の間で垂直的に仕切られつつ、かつ開発者の宗教的結社である惣村による村請制によって水平的な展開を見せていたと考えられる。

なお、小農レベルでの「家」の一般的な成立には村が軍事的・政治的・経済的に安定する必要があり、村と村の間の戦争を禁じた喧嘩^{けん}停止令^{かちょうじれい}からも数世紀を要したのではないかと思われる。村と村の戦争が持つ意義については、稲葉継陽の研究に依拠しつつ、後ほど述べる。

2) 中近世移行期——小百姓の家と百姓株式の成立——

勝俣鎮夫と藤木久志に代表される1980年代以降の中世史研究の成果³⁷を受けて、太閤検地論に代表される近世初期の農村社会研究を見直すべきだとの立場から、渡部尚志は中近世移行期の家と村について次のように述べる。戦国期には近世の村の前身である惣村が畿内だけではなく、全国的に展開し、村請も広く見られた。ただし、村請の一般化・体制化は幕藩権力による政治的編成を待たなければならないという。また、惣村の成立は上層百姓の「家」成立を背景としていたが、小百姓（＝小農）の家は未成立であった。戦国期から近世初期にかけては、災害・飢饉と戦乱の影響により惣村の確立にもかかわらず土地と安定的な関係を結んだ小百姓の「家」は確立せず、多くの惣村では社会構造が流動的かつ不安定であった。当時の百姓は他村への移動によって移住先での経営的自立を目指しており、耕地は荒地化と再開発を繰り返しつつ次第に固定的な耕作者を得て安定していった。その背景には、検地帳が土地所持の権原となり、小百姓の土地所持を保証し、割地・無年季的質地請戻し慣行などの民衆的諸慣行が成立し、小経営の自立を促したこともあった³⁸。

渡辺は「村落が自立した「家」の仲間団体としてではなく、百姓の「家」の自立を実現し安定させる上で不可欠の組織として成立した」という稲葉の主張に言及しつつ、家と村の成立過程において、(小)百姓の家と村落共同体の成立時期についてはタイムラグがあることを強調する³⁹。

これに対し坂田は、百姓の家の成立期は渡辺の見解より早く、中世末期になるという。16世紀段階の山国地域住民の家名を精査し、宮座クラスの家々だけではなく、それ以下の小百姓であると考えられる者たちも、宮座のメンバーではないにもかかわらず家名を名乗っていたことを挙げ⁴⁰、地域差・階層差はあるものの、少なくとも畿内・近国を中心とする列島中央部の地域においては、戦国時代には世代を超えての永続を希求する「家」が下層百姓や名子・被官等の隷属民を除いて成立しており、それが近世初期にかけて全国的に一般化したという。

筆者の考えでは、坂田は兵農分離の影響を過小評価している。家名を名乗っており、家意識を持っていたと言われる者たちは、百姓であると同時に武士であった可能性も高いと考えられる。後述のように「高度成長期に至るまでの日本社会の特質を解明するために、諸学問がその実態分析に心血を注いだ家」⁴¹と坂田が主張する百姓の家は、土地を離ればその連続性が容易に失われるため、武士の家とは異なった性質を持つので、百姓の家が中世末期に成立したという坂田の意見には、限定的にしか賛成できない。つまり、坂田が「家」とみなすものは近世や近現代の「家」の前身ではあるが、それをそのまま近現代を含む近世以降の「家」と完全に一致するものとしてみなすことは困難であり、もし坂田が中世末期の百姓の家を近世以降の「家」と同一視するのであれば、百姓の家と村は不可分であるという立場からは、異を唱えざるを得ない。

家・村の由緒書や偽文書論に詳しい近世史

家山本英二は、寛文・延宝期（1661～1680）こそ、戦国時代を同時代として生きていた人々のほとんどが死去し、口伝であった戦乱の記憶が由緒書などのかたちで文字化された時期に相当するという。つまり百姓と武士を兼ねていた人々が多かった時代から、山本曰く近世の「戦争を知らない世代」、生まれながらにして武器の対人使用を禁止された百姓身分の者たちであった人々への世代交代が進んだことが記憶を由緒という形にしたのだという⁴²。山本は多くの戦国史研究者たちが寛文・延宝期までの史料を違和感なく分析できるという。別の見方をすれば、寛文・延宝期以前とそれ以後では大きな断絶があるということになり、坂田の家論のような戦国期を中世から近代への移行期として捉える立場⁴³とは少々異なる⁴⁴。山本は寛文・延宝期こそがいわゆる「近世」的なるものの起点だとする立場から、自力救済慣行に支えられた中世社会から、規律化された近世社会へと政治社会が伝統化したとし、戦国時代から安定した近世社会への以降によって家名・家産・家業を三位一体とする祖先から子孫へと志向する集団である「イエ」がこの時期に全社会的規模に定着したとみなす⁴⁵。

坂田と渡辺・山本の議論をつなぐ立場としては、白川部達夫の研究が挙げられる⁴⁶。白川部は、近世以降検地帳が百姓の土地所持を本源的に保証するものとなって以来、検地帳における名請は村における（入会権や用水権が付随した）正式な成員権を意味するようになり、百姓株式（＝職）が確立したという⁴⁷。逆に、比較的裕福な層でも百姓株式を所持していない場合もあった⁴⁸。その結果、小百姓は

土地売買の主体となり、金融と土地売買市場へのアクセスが可能となり、当座を凌ぐだけの資金を融通できるようになり、小百姓の経営が安定したという。近世では村請制の確立により、検地帳の記載が村落によって保証されるようになったため、百姓の[・][・]長[・][・]期的土地所持が広い階層で可能になったという。言い換えれば、近世に村を連帯保証人とするのできる百姓株式を小百姓が所持するようになった結果、百姓の土地に対する権利はかつてないほど強化されたのである。特に注目すべきは、新田を除いて寛文・延宝期以降検地がほとんど行われなくなった⁴⁹ことである。言い換えれば、それまで何度か書き換えられていた名請人は[・][・]系[・][・]譜[・][・]上[・][・]絶[・][・]対[・][・]的[・][・]な[・][・]もの[・][・]と[・][・]な[・][・]り[・][・]、[・][・]名[・][・]請[・][・]地[・][・]は[・][・]系[・][・]譜[・][・]上[・][・]超[・][・]世[・][・]代[・][・]的[・][・]に[・][・]永[・][・]続[・][・]す[・][・]る[・][・]「[・][・]家[・][・]」[・][・]に[・][・]よ[・][・]っ[・][・]て[・][・]代[・][・]々[・][・]受[・][・]け[・][・]継[・][・]が[・][・]れ[・][・]て[・][・]い[・][・]く[・][・]も[・][・]の[・][・]と[・][・]な[・][・]っ[・][・]た[・][・]の[・][・]で[・][・]あ[・][・]る[・][・]。

中世では、納税額を増やす代わりに職の所持権を認めるという^{きょうぼう}競望や村人の被官化によって領主は土地所持関係に介入していたが、近世ではそれは徐々になくなっていった。つまり、中世では土地所持を保証するのは売券や由緒などの証文であり、それは武力や人脈等の「自力」によって補強される必要があり、最終的には領主と個人の関係によって正当化されるものであった。検地帳の前身である検注帳も、土地所持を保証するものではなかった。坂田の家論はそのような個々人の「自力」による土地所持慣行に立脚した家論と言えよう。それに対し、渡辺や山本の家論は検地帳によって村請制の主体となる村が公的な制度として一般的に確立したことを背景として、近世に入って家が（小百姓層に

至るまで) 成立したと主張していると言えよう。本稿では、家と村は不可分であるという観点から、近現代の家度と連続性を持つ家は近世に入ってから百姓株式制度によって成立したとの立場を取りたい。

また、近世初期の百姓の移動について研究した宮崎克則は、近世初期には戦国時代に絶え間なく生じた耕作放棄地の存在と開墾による労働力不足が原因となり、よりよい耕作条件を求めて移住する百姓の「走り」が頻発し、村はそうした百姓をつなぎとめるために様々な対策を講じたという⁵⁰。このような人口学的要因も、村が家の存続に務めるようになった理由として挙げられるだろう。

走り百姓には、下人に代表されるような階層の低い者が多く存在した可能性が高い⁵¹。もし、もともといた村落で厚遇されているならば、「走」るインセンティブがそれだけ低下するからである。稲葉は中世独自の慣習として、村落間の紛争解決のため、村の正規の成員の身代わりとして殺された解死人^{げしにん}が、多くの場合村の下層の人々であり、彼らは無権利状態で村々を渡り歩くことが多かったことを指摘する。さらに、戦争に負けた村の村人は人身売買の対象となり、下人に転落することも多く、彼らが解死人になった可能性も高い。こうした人権無視とも言える残忍な慣習は、他の村と常に顕在的・潜在的に戦争状態にあった「自力救済」の惣村が暴力をエスカレートさせながらも同時に制御するためのものであったとみなせるが、稲葉は、「人権」自体が「自力救済」否定の産物であるという⁵²。逆に日本では近世に百姓の「自力救済」が否定されて小百姓階層も村の構成員として守ら

れるようになった結果、フランス革命に200年以上先駆けて人権が成立したと言っては言い過ぎであろうか。

また、中世では村が武装しており、剥き出しの暴力によって村も文字通り「自力救済」する必要があったことを想起する必要がある。村は戦争のためにより多くの人口を恒常的に必要とするようになり、のちに述べるように、下人層も徐々に正規の村のメンバーと同等、もしくはそれに準じた扱いを受けるようになった可能性がある。戦争による人口需要は、下人層と正規の村の構成員の交渉力の差を縮小し、相対的に下人層の村における発言を増し、それが村のある種の「民主化」を促したのではないだろうか。

稲葉はさらに、藤木の説を踏まえ中世後期に村と村の戦争が続く間、「農の成熟」により農業者の間で厭戦気分が広がり、農業者が陣夫役を拒否したり、陣夫役の供出に対して反対給付を受けたりするボトム・アップの兵農分離があったと指摘する⁵³。藤木と稲葉の指摘は自治村落論を再検討する上で、特に第1章①のなぜ村が家に介入するのかという問いに答える上で、非常に重要なものである。「農の成熟」という説の新しさ自体もさることながら、村-村というヨコの関係がクローズアップされていることは特筆に値する。

齋藤が自治村落論で主張したような、政策の村落による内面化、つまり、異様なまでの村落の公権力への従順さ及びそれを可能にした村落の円滑な合意形成と「規制力」がどこに由来するのかといった問題は、坂根が説明するような村人の間の面接性の高さだけでは説明しきれない。面接性の高さは合意形成と

「規制力」の必要条件であっても、十分条件ではない。筆者は、藤木や稲葉が活写した激烈な暴力の応酬を伴う村落間の緊張関係を前提にしてこそ、村落の公権力への従順さ及び各家に対する村落の「規制力」という公権力・村・家の不可分性がはじめて説明可能になると考える。自治村落論は村落の自治性の起源を近世に求めるがゆえに、村落間の緊張関係をせいぜい若者組の出入レベルでしか認識できなかったのではないか。実際には近世に入ってもしばらく村落間の対立は続き、武装した「若者」によって武力行使が行われており、兵農分離政策を進めていた公権力の頭痛の種になったのは黒田基樹が指摘する通りである⁵⁴。

このような緊張関係にあった村落は、山論や水論等の争いで他の村落に対抗するために公権力との結びつきを必要とした。むしろ、上級権力者／公権力にいかに従順であるかが村落の主張の正当性となったのである。これが、齋藤のいう公権力と村落の「双務的關係」の内容であり自治村落論が説明しきれない公権力・村落・家の不可分性の起源である。

さらに、藤木の「村の自力」論についての池上の批判も筆者の自治村落論の認識と一部重なるところがある。池上は村落が一方的に公権力に支配されたという説を覆したとして、藤木の「村の自力」論に一定の評価を与えている。ただし、公権力対村落という対抗図式は旧来の議論でも、「村の自力」論でも変わりはなく、「村の自力」論は従来の説の裏返しに過ぎないというのである⁵⁵。また、坂田も「村の自力」論について、あたかも村が一枚岩の存在であったかのような描写がされがちであることを批判している⁵⁶。

筆者は、池上や坂田の意見はもっともだと思ふものの、藤木の「村の自力」論を高く評価したい。なぜなら、藤木の業績は、公権力－村というタテの関係に加え、村－村というヨコの関係が重要であることを気付かせてくれるからである。誤解を恐れずに言ってしまうと、それこそ、従来の階級闘争史観に欠けていた視点ではないだろうか⁵⁷。

ただ、①の問いに答えが出ても、坂田が指摘した村落が一枚岩ではないという問題は残る。次節では第1章で提示した②の日本の村落内部の階層性はいかなるものであったのかという問いに、宮座と村落の階層性の関係を論じることで回答したい。

3) 宮座——村落の階層性と職の分有主体の拡大——

本節では、極めて図式的にはあるが、宮座と村落の階層性の関係について論じ、それが農協共済研究にとっていかなる意味を持つかを明らかにしたい。なぜ宮座が重要かと言うと、宮座は開発者の宗教的結社であり、中世の村落の成立と大きくかかわっているからである。近畿で誕生した「日本的な村」は1970年農業センサスが定義するような「自然発生的な地域社会」⁵⁸や鈴木栄太郎の言う「自然村」では決してない。それはどこまでも人為的なものである。ただし、全国レベルで見ると、村落の成立は宮座を必要条件としない。近世において展開した検地は、近畿地方の村落構造を想定したものであったと考えられるからである。よって、開発の段階で宮座が存在しない村落でも、近世期以降は近畿地方の村落に類似した構造を徐々に——時には

百年単位の時をかけて——内面化していった結果、「日本的な村」に再編成された。

前節までの議論を振り返ると、中世までは、職は主従関係によって規定された。そこでは、耕作者が誰かということあまり大きな意味を持たず、在地の開発者と中央の上級権力者との関係が垂直的に細分化され、職として譲渡・売買の対象になった。それぞれの職には、ほとんどの場合上位の職の所持者に対する「納税」の義務と下位の職の所持者に対する「徴税」の権利が伴っていた。このような垂直的・重層的な職の体系は有力な領主の一存で変化したり、崩壊したりする脆弱性も常にはらんでいた。特に、領主の代替わり及び職の相続がその契機となりやすかった⁵⁹。上級権力者に対する責務を果たすため職は超世代的に存続しつつも、やはり代替わりというショックに対して脆弱であるという職の属人的性格についても注意を払うべきであろう。

中世で領主－百姓の垂直的な職の分有に対し、職の水平的な分有の主体になったのは宮座である。繰り返し述べるが、宮座は村落の開発者の宗教的結社である⁶⁰。その性格は、ろうじじょうごう 臈次成功制と呼ばれる制度に端的に現れている⁶¹。つまり、宮座への加入時期が長く、蓄積された経済的貢献が大きい程権限が大きくなるのである⁶²。近畿地方を中心に宮座を中核とした惣村が発達すると、惣村が領主に対して特定の土地を領域とする徴税と納税の義務を請け負うようになり、開発者－領主という主従関係と、実際の耕作者の関係は簡素化されることとなった。同時に、職を惣村が管理するようになり、職の相続人が不在である時も実質的に職は村のものとして存続する

ようになった。その結果、職を領主が恣意的に処分すると惣村を基盤とする地下請（＝村請）に参加して領主と契約を結んでいる他のメンバーにも影響を及ぼさざるを得ないため、領主の職処分権は徐々に村を通じた間接的なものになっていった。他方、領主の側では一定領域（国・郡・領）を単位として、在地の垂直的職の分有を超越した一職支配を進める動きも見られた。もっとも、中世の段階では村人同士が宮座を通じて強い水平的な結合で結ばれながらも、他の村人に対して優位に立つためにばらばらに別々の領主と主従関係を結ぶのが常であった⁶³。

その後、豊臣政権に至って兵農分離と太閤検地が行われたため、個々の百姓がそれぞれ異なるような領主と主従関係を結ぶ、村を分断する主従関係は一掃され、一職支配が貫徹し、村の土地は「天下人（＝秀吉）のもの」になった結果、村以外の誰の土地でもなくなった。ここに渡辺の言葉を借りれば土地の「間接的共同所持」が成立したのである。中世以来の垂直的・重層的な職の体系は村によって水平的な職の体系に再編成され、そこでは同じ宮座の成員であれば平等原理が貫徹された。

ただし、近世初期においては宮崎の指摘するような開発と耕作放棄地の再開発による相対的な人口不足が原因で、村による人的資源の争奪戦が起きた。その結果、村は新たに移住してきた小百姓を定着させるため、村における小百姓の権利を強化することになり、村における小百姓の地位は相対的に上昇した。これは近世における百姓の家、つまり百姓株式の成立を意味する。小百姓が定着し村内で

の地位が上昇するに従って、中世からの臈次成功制による秩序がなし崩し的に失われたことも多かったであろう。言い換えれば、小百姓レベルにおける職の論理の貫徹は、百姓株式を通じた村による人的資源の囲い込みと言えるのである。村の「領域は農民の行動、思想を決定する」という川本彰の言葉⁶⁴は村落共同体の領域が土地や入会や水のような自然資源だけではなく、人的資源も対象にしていたことを端的に示すものではないだろうか。

領主－百姓の垂直的な職の分有が、村落共同体の同一階層内部における水平的な職の分有に変化する好例を紹介しよう。井ヶ田良治が「封建社会における村落共有山林と村落構造」で引用した丹波国北桑田郡中江村（現在の京都府京都市右京区京北中江町）の役山の利用権に関する延宝六年（1678）の議定である⁶⁵。なお、重要な部分には下線を引き、後に解説したい。

役⁶⁶敷法用之事

一、中江村之内、①御公儀様本百姓と申もの、古来ヨリ役拾八人ニ而相勤申候、然ニ今度従御公儀様御検地被為成候付、小百姓等之面々ニ名前ヲ請申候へとも、古来より役拾八人ニ相極メ支配仕候へハ、②後日小百姓分之者、又ハ我々下百姓ニ役敷次セ申間敷候、③若我々中間ニかけおち候もの御座候ハ、役敷中間江御取被成、似合敷もの御座候ハ、④中間相談の上ニ而売買仕、次セ可申候、⑤其内高拾石ヨリ内、百姓中間ニ而武役、又ハ縁者にてても他所之もの何百匁ニも売買仕間敷候、然上ハ、後々末代までも役拾八人ヨリ外ニ入申間敷候、為其中間判形仕置申候、重而

少も申分無御座候、為後日証文、依如件

延宝六年 午三月日

庄や 市郎右衛門 印
 年寄 忠左衛門 印
 同 門 四 郎 印
 善左衛門 印
 惣 助 印
 市 兵 衛 印
 久右衛門 印
 清左衛門 印
 奎右衛門 印
 清右衛門 印
 市 之 丞 印
 甚右衛門 印
 七左衛門 印
 長右衛門 印
 四郎右衛門 印
 市郎右衛門 印
 半右衛門 印
 勘左衛門 印
 〆 役拾八人也

議定の内容はそれぞれの下線部について述べると、①従来18人の「本百姓」で公儀（＝領主）に対して役（＝税や賦役等の義務）負担をしていたこと、②小百姓の者にも、下百姓の者にも役敷（＝職）は与えないこと、③もし18人の中で相続人がおらず、欠員が出れば残りの成員で管理し、④残りの成員が相談した上で売買すること、⑤持高（＝財産評価額）10石未満の百姓は2役以上を所持してはならず、また縁者でも村外の者は何百匁の金

額でも売ってはならない、というものである。

①には中世の領主権力との関係及び役數(=職)の数、②職を所持する資格のある階層、③職に相続人がない場合は、村落によって職が管理されること、④職は売買可能なこと、⑤10石以下の成員は1人が複数の職を所持しないこと、等を取り決めている。

①は権利の由来として領主権力との関係を示し、また、メンバーの数を制限している。井ヶ田の言葉を借りれば、「役職=役山利用権は十八戸の本百姓のみが独占」ということになる。②は職を所持する資格は誰にでもある訳ではなく、領主権力との関係があった有力な百姓に限られていることを意味している。これがおそらく、磯田進等の農村社会学者が家格と呼ぶものの由来である。③は2章と3章で説明した役職が属人的なものでなく、村の領域に属するものであり、仮に相続人が途絶えても超代的に存続することを示している。④は役職が売買の対象となり得ること、⑤は②との関連で、1人が所持できる権限を支えるだけの財政基盤についての制約を意味している。

土地であれ、入会であれ、水であれ、このような有力百姓による自然資源の寡占は、単なる貧しさでは説明できない。むしろ、余剰を独占しようとしたことに説明を求める必要がある。百姓や村落共同体の成立について、一部の先行研究⁶⁷のように近世の村請制のみを見ていたのでは誤解する可能性がある。百姓の家と村の起源は中世の宮座=惣村に求める必要がある。宮座を構成する単位が、即ち分割された職なのである。逆に言えば、結社であった宮座が内部では職が分割さ

れているが、領主との関係では一職支配のもと一つの職であるという事実により、共同体である村に変化したと見ることもできる。これが、他国では結社であるはずの農協が、日本では実態として共同体であるというズレの原因であろう。

ただし、坂田の指摘にあるように、中世の村の構成員は村の住人全てを指すとは限らなかった。

菌部寿樹の説を極めて図式的に整理すれば、近畿地方を中心に11世紀から13世紀にかけては開発者によって祭祀組織である宮座が形成され、宮座のメンバーは宮座もしくは領主によって、座役(神事の舗設責任者を務める、酒肴料を供出する等)の義務が割り当てられた⁶⁸。当然それは各個人の経済力に裏打ちされたものであるから、座役を負担できるものとそうでないものの中で、身分的な差別が生じる。また、座役のような義務は反対給付としての権利を必ず伴うため、身分的な差別は制度化される。そのような身分制度を基盤として村落は、宮座のメンバーである「住人」、「住人」に従属する「下人」、「住人」との区別が流動的である「浪人」から成立していた。

中世後期(13世紀後半~15世紀前半)になると、宮座は「村人」とそれを指導する立場にある「乙名」⁶⁹によって構成されるようになったが、「村人」と「乙名」との間には本質的な違いはなく、「村人」は臈次成功制によって加入期間及び通過儀礼を契機とした宮座への出資といった一定の要件を満たせば「乙名」になることができた。「村人にて無きもの」である「下人」は依然として「村人」

に従属する立場に置かれていた。「村人」と「村人にて無きもの」の区別は中世前期より厳しくなり、「浪人」は「村人」か「下人」のどちらかに吸収された⁷⁰。

中近世移行期（15世紀後半～17世紀前半）になると、古い伝統を持つ宮座である「本座」に対し、加入条件が緩和された「新座」が出現し、「本座」と「新座」が村落内で対立することもあった⁷¹。この「新座」による加入条件の緩和は、前章で指摘した「なし崩し」の「民主化」と考えていいだろう。「本座」に対して「新座」は下位におかれることが多かったものの、「新座」のメンバーであることによってある種の権利義務がそれまでの「村人にて無きもの」の一部に保証されるようになり、事実上の職の分有主体の範囲が拡大した。さらに、村落間の戦争のあった中近世移行期では、村の指導者層である「乙名」＝「年寄」衆に対し、武力衝突で前面に立った「若者」衆との対立も見られた。「若者」衆には単に年齢が若いものだけではなく、宮座のメンバーになれない生まれのものも含まれた⁷²。村と村の武力衝突で「若者」の発言権が増したことは特筆に値する。菌部によれば、中近世移行期以降、公権力によるさまざまな負担が課せられ、それらを負担するために村落は安定的な家を長期的に必要とすることになり、それが近現代にも見られる家格制の前身になったという⁷³。

以上、菌部の宮座論を極めて乱暴に要約した（もう一つの大きな論点である、荘の宮座から村の宮座への変化は省略した）。筆者はここで、村と村の戦争が莫大な負担を要したこと、そして近世の再開発の過程における人

口不足により新座や若者衆の発言権が増し、村が公権力から請け負った職を分有するメンバーを増加させたことが、百姓株式制度の成立につながり、小農の家を形成することになったという考えを繰り返し述べたい。団結の論理は、裏返せば排除の論理となる。百姓株式を持たないものが、村請制の下で村落の共済機能から疎外されていたことは当然といえよう⁷⁴。齋藤の観察した組合による「極貧層の整理」はそのような社会的文脈を背景として起きた「村人にて無きもの」の排除と理解すべきである⁷⁵。

さらに言えば、齋藤の自治村落論における村落が一枚岩のように見えるのは、平等主義的な近畿や北陸の村落やそれに構造の近い村落を念頭に置いて議論しているからだと考えられる。それは、坂根が1970年農林業センサスの農業集落について、農業集落＝村落が大字と一致する率が福井県では87%であったのに対し、鹿児島県ではわずか5%であったという事実を挙げ、大字＝村落としていた齋藤説の批判をしていることと整合性がある⁷⁶。なぜならば、鹿児島は幕藩体制への統合が比較的弱かった地域の一つだからである。無限のフロンティアを前提とした分封開拓制度である門割制度が薩摩藩で施行されたというのは坂根が指摘した通りであるが、池上は、薩摩藩では太閤検地の際豊臣奉行による帳面操作が行われ、それ以外の有力外様大名領ではそれぞれの大名が自身で検地を行ったという⁷⁷。薩摩藩で帳面操作的な検地が行われた理由は、太閤検地のフォーマットが薩摩藩の在地社会の実態からあまりにもかけ離れていることであった。また、薩摩藩や土佐藩は幕

末まで農村に武士が住んでおり、兵農分離が近代に入るまで達成されなかったのは周知の事実である。つまり、歴史の観点からは近畿からの距離＝幕藩体制への統合度によって大字と農業集落の一致率及び地域における農協の活動の成功度をおおよそ説明できることとなる。結局、近世初期の村による人的資源の囲い込みに並行する宮座メンバーから小百姓への職の拡大は百姓株式の確立に帰結したが、そこに至るまでは複雑な過程があり、おそらく近畿・北陸から離れた地域の村落では百姓株式の確立は達成されないまま幕末を迎え、現在に至ることになったのではないか。

最後に、薩摩藩や土佐藩は、菌部が「名主座リング」⁷⁸と呼んだ、近畿地方を中心として同心円状に広がるドーナツ状地域のさらに周縁部にあることを指摘したい。臈次成功制宮座が分布したのは「名主座リング」の内部にある近畿地方であった。農政学者小田切徳美が、2005年農業センサスで集落営農による農地の引き受けが比較的進展した北陸、近畿、中国を指して「集落営農ベルト地帯」と呼んでいるのも興味深い⁷⁹。おそらく、これらの現象は偶然でなく、政策への集落の対応が村落構造と密接に関係しているために起きているのであろう。

5. おわりに

本稿では、上名栗村古組の近世史料の分析により、家の系譜の連続性が親族でなく村落によって保証され、村落が共済機能を持っていたことを突き止めた。さらに、それを可能にした百姓株式制度の起源を歴史学の研究成果を参照し、自治村落論がブラックボックス

としていた中世まで遡って追求し、百姓株式制度の成立過程を通じて第1章の①なぜ村が個別の家の問題に介入するのか、②村落内部にはいかなる階層性が存在してきたのか、という問いに回答を試みた。①②とも、村請制の全国的展開と、中近世移行期に各村落で人的資源定着政策である百姓株式制度が成立したことにより、村落が上層農民だけではなく、小農にとっても共済機能を持つようになったというのがその答えである。

その過程を振り返ると、まず中世後期に上層農民によって構成される宮座の成員をコアメンバーとする惣村が確立し、村が徴税と納税を一手に引き受ける村請制が近畿を中心に徐々に広まることとなった。公権力と個人の間で職は村によって管理されるようになり、村における職の数が定まり、以降は段階的にしか変動しなくなった。そのため、成員のいない職はその職に付随する土地や種々の資源利用権と共に村落によって管理されるようになった。これが百姓株式制度の起源である。さらに、このような中世の職の所持者は村落内でお互いが連携すると同時に、村単位、もしくは個々人で上級権力者／公権力との結びつきを強化することによって、武装した村落間の激しい暴力の応酬の中、他の村に対抗しようと試みた。これが、自治村落論では見過ごしにされていた公権力・村落・家の三者の不可分性の背景である。ただし、中世の段階においては兵農分離が未完成であったため、この段階における職を近世以降の農家と同一視することはできない。あえて言えば、中世末期には農家の原型が成立したということになる。

さらに、近世に入って太閤検地によって外部から村を分断する主従関係が一掃され、上級権力者／公権力の村落内部への介入がなくなると⁸⁰、村落の自治村落としての機能はますます強まった。加えて、喧嘩停止令と兵農分離政策によって村間の「自力救済」による戦争が終結したため、開発や耕作放棄地の再開発による耕地の増加により、顕在的な可耕地が爆発的に拡大し、それらを耕作する労働力を確保するため村落は上層農民だけではなく、下人を含んだ下層農民を村に定着させることに尽力するようになった。その結果、中世以来宮座のメンバーであった上層農民だけではなく、下層農民の村における様々な権利を村落が保証するようになり、下層農民の諸権利は(必ずしも上層百姓と同等でなくても)百姓株式(=職)として強化され、小農の家が成立した。また、百姓株式が成立した結果、村請制の当然の帰結として小農が村落を連帯保証人として有利な条件で資金を融通できることとなり、小農の農家経営は強化され、定着性が増した。

このように村落が百姓株式制度を通じて共済機能を発揮し、村の小農経営の持続性を保証するという仕組みは近世に止まらず、近代以降も見られた⁸¹。確かに、現在の機械化の進んだ日本の農業を取り巻く状況は、労働節約的になった分、村落単位の活動を必要としなくなったように見える。だが、現代の日本の農業は依然として家を基盤にした小農経営が主軸であって、依然として人口学的な変動に弱く、基幹労働の担い手一人が倒れたらお終いであるというリスクを伴ったままである。にもかかわらず、村の「規制力」と表裏

一体であった強力な百姓株式=家の維持機能、つまり共済機能は今までの協同組合論や自治村落論では見過ごされがちであった。だが、中近世移行期と近世前期において、村の土地に人的資源を定着させる村の政策として百姓株式制度=小農の家が成立したという日本の村落の歴史を振り返ってみると、村落の共済機能こそが人と人、人と土地を結び付ける重要な役割を担ってきたことが分かる。一見すると新しい制度に見える集落営農も、そのような共済意識の上に成り立っているのである。日本の農村社会が過疎や対外通商関係によって大きく動揺している現在、改めてそのことを考える必要があるのではないだろうか。

注

- 1 齋藤仁「日本の村落とその市場対応機能組織」大鎌邦雄編著『日本とアジアの農業集落』121頁。
- 2 大鎌邦雄「昭和戦前期の農業農村政策と自治村落」『農業史研究』40農業史学会2006、3頁。
- 3 近世史の成果については速水融『近世初期の検地と農民』知泉書館2009、中世史の成果については池上裕子『日本中近世移行期論』校倉書房2012、350-376頁を参照。
- 4 齋藤仁『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社1989、33頁。
- 5 齋藤仁『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社1989、33頁。
- 6 齋藤仁『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社1989、34頁。
- 7 農山漁村経済更生運動は、昭和恐慌後に恐慌対策として数多くの農村で実施された。その重要な実施科目は「生活改善」と「精神更生」であった。大鎌邦雄「経済厚生計画書に見る国家と自治村落」大鎌邦雄編著『日本とアジアの農業集落』83頁。
- 8 大鎌邦雄「経済厚生計画書に見る国家と自治村落」大鎌邦雄編著『日本とアジアの農業集落』107頁。
- 9 坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』農山漁村文化協会2011、53頁。
- 10 坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』農山漁村文化協会2011、135頁。
- 11 坂根は日本に出自集団が出現した形跡はないという

が、平安時代の藤原氏の場合、父系出自集団が存在した。しかし、平安時代に上級官職を藤原氏が独占したことにより、特定の祖先を起点に組織された親族は次第に意味を失い、主に男子が父より官職とそれに付随した財産を超世代的に相続する（＝相伝）慣習と共に上流貴族階級で「家職」と「家」が成立した。要するに、家制度の成立は血縁原理に基づいた親族組織の機能の弱体化を前提としているため、家の永続性を中国の父系血縁原理の影響として説明することはできない。貴族と農民では階層が違うという説明も可能かもしれないが、日本の農民が律令体制下の平安貴族より強く中国の父系血縁原理の影響を受けた時代があったとは考えがたい。父系出自集団の衰退とともに現れた上級貴族の「家」を下級武士や上層農民が参照し、数百年の時をかけて「家」や「家職」のようなものが村請制を成立要件として農村社会に定着したと考える方が自然であろう。もっとも、平安貴族についてこれ以上論じることが本稿の範囲を大きく超えるので、農民にとっての「村」のようなものが貴族には欠けているという反論には、多くの家職の担い手の範囲は厳しく制限されており、その管理主体が貴族階級にとつての「村」であるという仮説を提示するにとどめる。

平安時代から鎌倉時代の族制については、服藤早苗『家成立史の研究』校倉書房1991、148-165、178-180頁を参照。

- 12 鈴木栄太郎『農村社会学原理』時潮社1930、248-258頁。

戸石七生「前近代移行期南関東農村における農家数減少とその対策」『共済総合研究』64、2012。
- 13 幕府や大名に対し、村が年貢の徴収及び納入の責任を請け負う制度。近畿地方を中心に中世でも見られたが、一般的になったのは太閤検地以降であるというのが通説である。
- 14 有本寛「開発経済学から見た自治村落論」『農業史研究』40、2006。

坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』農山漁村文化協会2011、55頁。
- 15 坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』農山漁村文化協会2011、30頁。
- 16 齋藤仁「日本の村落とその市場対応機能組織」大鎌邦雄編著『日本とアジアの農業集落』119頁。
- 17 坂根嘉弘『分割相続と農村社会』九州大学出版会1996、66頁。
- 18 坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』農山漁村文化協会2011、144頁。
- 19 齋藤仁「日本の村落とその市場対応機能組織」大鎌邦雄編著『日本とアジアの農業集落』150-151頁。
- 20 齋藤仁「日本の村落とその市場対応機能組織」大鎌邦雄編著『日本とアジアの農業集落』119頁。
- 21 有本寛「村請制と自治村落の研究」2004年（2005年改訂）
(URL:<http://www.ier.hit-u.ac.jp/~arimotoy/doc/Murauke.pdf>)、2012年12月11日確認。
- 22 池上裕子『日本中近世移行期論』校倉書房2012、10-11頁。

内藤二郎『本百姓体制の研究』御茶の水書房1986。
長谷川善計「近世農民の家と百姓株」『在野史論』第3集、1993。
速水融『近世初期の検地と農民』知泉書館2009。
- 23 坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』農山漁村文化協会2011、30頁。
- 24 戸石七生「幕末南関東の地縁共同体と『抱』」『村落社会研究』26、2007、20頁。
- 25 川島武宜『川島武宜著作集（第10巻）家族および家族法1』1983、70-71頁。
- 26 齋藤仁「日本の村落とその市場対応機能組織」大鎌邦雄編著『日本とアジアの農業集落』120頁。
- 27 役重真喜子『嫁より先に牛がきた』家の光協会2000、195-200頁。
- 28 長谷川善計・竹内隆夫・藤井勝・野崎敏郎『日本社会の基本構造』法律文化社1991、44-48頁。
- 29 坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』農山漁村文化協会2011、32-34頁。
- 30 桑原恵「近世農民の「家」と家族」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』14、2007、4頁。
- 31 鈴木栄太郎『農村社会学原理』時潮社1930、148頁。
- 32 藤木久志『中世民衆の世界』岩波書店2010、40-48頁。
- 33 長谷川善計「序論」大竹秀男他『擬制された家族』三省堂、1988、15頁。
- 34 坂田聡「百姓の家と村」網野善彦・石井進編『村の戦争と平和』中央公論新社2002、49-50頁。
- 35 ほとんどの場合荘園領主、多くは中央権力に近い位置にある者である。また、坂田は「上位者」という用語を用いているが、本稿では読み易さを優先するため「上級権力者」とした。
- 36 榎原雅治「むすびあう地域」網野善彦・石井進編『村の戦争と平和』中央公論新社2002、124頁。
- 37 山本英二「日本中近世史における由緒論の総括と展望」『歴史学研究』847、2008、7頁。

渡辺尚志「中世・近世移行期村落史研究の到達点と課題」『日本史研究』585、2011、113-114、127-128頁。
- 38 渡辺尚志「中世・近世移行期村落史研究の到達点と課題」『日本史研究』585、2011、113-115頁。
- 39 渡辺尚志「中世・近世移行期村落史研究の到達点と課題」『日本史研究』585、2011、116頁。
- 40 坂田聡『家と村社会の成立』高志書院2011、28、32頁。
- 41 坂田聡『家と村社会の成立』高志書院2011、29頁。
- 42 山本英二「創り出される由緒の家筋」『村の身分と由緒』吉川弘文館2010、89頁。
- 43 坂田聡『家と村社会の成立』高志書院2011、17頁。
- 44 山本英二「日本中近世史における由緒論の総括と展望」『歴史学研究』847、2008、7頁。
- 45 山本英二「創り出される由緒の家筋」『村の身分と由緒』吉川弘文館93-94頁。
- 46 白川部達夫「近世の村と百姓の土地所持」白川部達夫・山本英二編著『村の身分と由緒』2010、44-66頁。

- 47 白川部達夫は土地の請戻し請求権は検地帳の名請と百姓株式に基づいていることを強調している。白川部によると、土地の請戻し請求権は何度も繰り返し土地を質入れせざるを得なかった小百姓の経営の脆弱性を意味するのではなく、むしろ土地の請戻し請求権によって小百姓が何度も当座をしのぐための借金をすることが可能になった結果、小農経営が頑健になったと解釈すべきだという。
- 白川部達夫「近世の村と百姓の土地所持」白川部達夫・山本英二編著『村の身分と由緒』2010、44-66頁。
- 48 網野善彦『日本の歴史を読み直す(全)』筑摩書房2005、242-243頁。
- 49 山本英二「創り出される由緒の家筋」『村の身分と由緒』吉川弘文館2010、91頁。
- 50 宮崎克則『逃げる百姓、追う大名』中央公論新社2002、71-72頁。
- 51 宮崎克則『逃げる百姓、追う大名』中央公論新社2002、57頁。
- 52 稲葉継陽「戦国から泰平の世へ」『村の戦争と平和』中央公論新社2002、252頁。
- 53 稲葉継陽『日本近世社会形成史論』校倉書房2009、頁。
- 54 黒田基樹『百姓から見た戦国大名』筑摩書房、212-214頁。
- 55 池上裕子『日本中近世移行期論』校倉書房2012、64頁。
- 56 坂田聡『家と村社会の成立』高志書院2011、22-27頁。
- 57 近世の悪党や百姓一揆について研究した須田努は、従来の民衆運動史で見えないように蓋をされてきた民衆間の「水平方向の暴力」こそ、十九世紀の日本農村社会を考える上で重要なのだとする。
- 須田努『幕末の世直し 万人の戦争状態』吉川弘文館2010、184頁。
- 58 坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』農山漁村文化協会2011、218頁。
- 59 白川部達夫「近世の村と百姓の土地所持」白川部達夫・山本英二編著『村の身分と由緒』2010、44-46頁。
- 亀田俊和『室町幕府管領施行システムの研究』2013、513-515頁。
- 60 蘭部寿樹『日本の村と宮座』高志書院2010、32頁。
- 61 坂田は東国や西海道中南部の中世宮座についてはほとんど文献史料が存在しないという。
- 坂田聡『家と村社会の成立』高志書院2011、287-289頁。
- 原田信男『中世の村のかたちと暮らし』角川学芸出版2008、13頁。
- 62 現代日本における臈次成功制の典型例として、日本証券アナリスト協会が挙げられる。証券アナリストの資格を取るには、計2回の試験(=通過儀礼)を受ける必要がある。まず第1次レベルの試験の受験資格者は、1年程度の通信教育講座の受講を終えたものに限られている。当然、その間に受講料(=経済的貢献)を払わなければならない。試験日程の関係上、第1次レベルに合格しても、第2次レベルの受験ができるのは早くても半年後である。その間受講料を払わなければならぬのは言うまでもない。
- <http://www.saa.or.jp/curriculum/cma/examination/index.html> (2013年8月5日確認)
- 63 藤木久志『戦う村の民俗を行く』朝日新聞出版、45頁。
- 64 川本彰『むらの領域と農業』家の光協会1924、15頁。
- 65 井ヶ田良治「封建社会における村落共有山林と村落構造」同志社大学人文科学研究編『林業村落の歴史的研究 -丹波山国郷における-』ミネルヴァ書房1967、393-394頁。
- 66 原文の表記では、「役」の扁は「イ」ではなく、「イ」である。
- 67 岡田あおい、齋藤修、加藤衛拓等は百姓株式数の制限の原因を資源制約に見出している。また、長谷川善計は諸役の過重負担が貧しさの原因としている。
- 岡田あおい『近世村落社会の家と継承』知泉書院2006、90頁。
- 加藤衛拓『近世山村史の研究』吉川弘文館2007、132頁。
- 齋藤修『プロト工業化の時代』日本評論社1985、123頁。
- 長谷川善計・竹内隆夫・藤井勝・野崎敏郎『日本社会の基本構造』法律文化社1991、465頁。
- 68 蘭部寿樹『日本の村と宮座』高志書院2010、27-36頁。
- 69 言うまでもなく「乙名」を別の漢字で書けば、「大人」である。
- 70 蘭部寿樹『日本の村と宮座』高志書院2010、59-63頁。
- 71 蘭部寿樹『日本の村と宮座』高志書院2010、64-67頁。
- 72 蘭部寿樹『日本の村と宮座』高志書院2010、70-72頁。
- 73 蘭部寿樹『日本の村と宮座』高志書院2010、68-69頁。
- 74 田中圭一は、近世期に上州館林町(現在の群馬県館林市)に居住していた越後国頸城郡柿崎村(現在の新潟県中頸城郡柿崎町)出身の酒小売春木屋藤兵衛が、柿崎の親戚に勝手に家屋敷を売られたので、柿崎村の百姓株式を失わないよう宗門改帳から除籍しないしてほしいと主張している事例を紹介している。
- 田中圭一『村から見た日本史』筑摩書房2002、199-203頁。
- 75 齋藤仁『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社1989、335頁。
- 76 坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』農山漁村文化協会2011、219頁。
- 77 池上裕子『日本中近世移行期論』校倉書房2012、373-375頁。
- 78 名主座^{みょうしゆ}は複数の名を基盤として成立した宮座の一種である。名主座のメンバーは座成立時の名主職所持者であるか、もしくはその子孫でなければならなかった。名主座のメンバーには臈次成功制宮座に見られる通過儀礼は必要とされず、加入期間による序列化もなかったが、毎年の頭役と応分負担が求められた。
- 蘭部寿樹『日本の村と宮座』高志書院2010、78、86頁。
- 79 小田切徳美編著『日本の農業』農林統計協会2008、14-16頁。
- 80 速水融『近世初期の検地と農民』知泉書院2009、166-167頁。
- 81 大栗行昭『栃木県における60町歩大地主の成立と貸

金業』歴史と経済186、2005、1－18頁。
泉田洋一・大栗行昭「明治期日本農村における貸金業
の30年」、Department of Agricultural Economics
Working Paper Series No.12-F-002、2012、10、20頁。

謝 辞

比較家族史学会では日本の家論について岩本由輝先生、小池誠先生と森謙二先生、東北アジア文化学会の中世史セッションでは、鎌倉時代の村落社会と石清水八幡宮社領紀伊国隅田庄地頭職の売買の事例について金子哲先生に、室町時代初期の所領安堵の形態について亀田俊和先生にご教示頂いたことがこの論文執筆の原動力となった。また、齋藤暖生先生をはじめとするコモンズ研究会の皆様コメントにも大きな力を頂いた。太閤検地と太閤検地論争の解釈については速水融先生に、東アジアの村落社会の構造、マイクロクレジット、協同組合論については、安藤光義先生、泉田洋一先生、大鎌邦雄先生、坂根嘉弘先生、竹本太郎先生、松本武祝先生、渡辺靖仁先生から貴重なご助言を頂いた。また、宗門改帳データベースの使用をご許可下さった速水融先生と成松佐恵子先生・持田敏子氏をはじめとするデータベース作成スタッフ、調査や研究の際多大なるご指導とご鞭撻を賜った加藤衛拓先生や村上達哉氏をはじめとする飯能市の皆様、丸山美季先生をはじめとする学習院大学史料館の先生方、横野村の皆様、秦野市史編さん室の方々にもこの場を借りて御礼申し上げたい。

なお、本稿は本来「家と村の歴史から見た土地持ち非農家の正組合員資格保有」として今年の3月発行の共済総合研究第66号に掲載される予定であった。論文としての主旨に変わりはないが、掲載が半年遅れたため、時事性その他の事情を考慮し、タイトルを変更した。